三十一点　北緯三五度四四分三五秒七三二五
　東経一三八度四〇分四七秒一八〇一
三十二点　北緯三五度四四分三五秒六四三六
　東経一三八度四〇分四七秒一四三一
三十三点　北緯三五度四四分三五秒五六二四
　東経一三八度四〇分四七秒一二四〇

○国土交通省告示第二百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　仲間沢右支川
二　砂防法第二条の土地の表示
　山梨県上野原市大倉字打越の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点　北緯三五度三八分二四秒九〇三一
　東経一三九度〇五分〇七秒〇三八九
二点　北緯三五度三八分二六秒三六三四
　東経一三九度〇五分〇六秒八七六六
三点　北緯三五度三八分二七秒六五六一
　東経一三九度〇五分〇七秒五八一三
四点　北緯三五度三八分二七秒四四七二
　東経一三九度〇五分〇八秒一四七七
五点　北緯三五度三八分二六秒六三九四
　東経一三九度〇五分〇八秒三五九九
六点　北緯三五度三八分二四秒九〇三〇
　東経一三九度〇五分〇七秒六一六九
七点　北緯三五度三八分二四秒七八九六
　東経一三九度〇五分〇七秒一四三八

○防衛省告示第八十一号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定により、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

令和七年四月八日

防衛大臣　中谷　元

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
静内対空射撃場水域 （北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先） （令和六年防衛省告示第百二十四号）	令和七年二月二十日から同年四月十五日まで	令和七年四月十六日から同年七月十五日まで

○国土交通省告示第二百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　下川
二　砂防法第二条の土地の表示
　山梨県上野原市桐原字白山及び字祭上の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十八年建設省告示第百六十五号で指定した同号二七に掲げる土地の区域を除く。）
一点　北緯三五度四〇分五六秒六七四〇
　東経一三九度〇四分四五秒七三五七
二点　北緯三五度四〇分五七秒六二九四
　東経一三九度〇四分四四秒七六六二
三点　北緯三五度四一分〇二秒一四八二
　東経一三九度〇四分四六秒四四四五
四点　北緯三五度四一分〇二秒七〇八六
　東経一三九度〇四分四七秒一五一五
五点　北緯三五度四一分〇二秒五八〇七
　東経一三九度〇四分四七秒三六七四
六点　北緯三五度四一分〇一秒〇七一九
　東経一三九度〇四分四六秒八五二〇
七点　北緯三五度四〇分五九秒七七三七
　東経一三九度〇四分四六秒九二四八
八点　北緯三五度四〇分五七秒六三三六
　東経一三九度〇四分四七秒七四九〇
九点　北緯三五度四〇分五六秒八三五七
　東経一三九度〇四分四六秒八六八七

○東北地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、告示する。

その関係図面は、令和七年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日　　東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子字日陰二三八二番二五から同町大字手ノ子字西三二一六四番一まで	前	五〇・五三～八九・八〇メートル	一一〇〇キロメートル
	後	三二・六三～六〇・二六メートル	一一〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、告示する。

その関係図面は、令和七年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日　　東北地方整備局長　西村　拓

路線名　百十三号　山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子字日陰二三八二番二五から同町大字手ノ子字西三二一六四番一まで
供用開始の期日　令和七年四月八日
図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○中部地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、告示する。

その関係図面は、令和七年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日　　中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
亀山市関町市瀬字権現沖二四七番一から同市関町市瀬字権現沖二三二番一まで	前	一六・四〇～二二・八〇メートル	一一〇〇キロメートル
	後	一九・二〇～三四・八〇メートル	一一〇〇キロメートル
亀山市関町杳掛字樋尻谷二五〇番三から同市関町杳掛字樋尻谷二一二番まで	前	六〇・〇〇～六八・二〇メートル	一一〇〇キロメートル
	後	六六・五〇～七〇・七〇メートル	一一〇六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	田辺市芳養町字茨谷七九六番一から同市芳養町字七石二一四番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月八日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘